

広島県告示第 189 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 24 年 3 月 5 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東広島市豊栄町安宿 3620 番地 株式会社サンヨーコーポレーション 代表取締役 小迫 隆司
工場又は事業場の所在地及び名称	東広島市豊栄町安宿 3620 番地 株式会社サンヨーコーポレーション

2 申請の内容

19 ニ 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する精練機及び精練そう 2 基を設置する。また、汚水等処理施設 1 基を設置し、排水口を 1 か所設置する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

種	類	19 ニ 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する精練機及び精練そう 2 基 (No. 1, No. 2)
能	力	原綿処理能力 1,600kg/日
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	着工 4 か月後
	使用開始予定年月日	完成の翌日

使用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		24時間連続 (季節的変動なし)	
	項 目		通 常	最 大
	排出 される 汚水 の 状 態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	6.0~9.0	6.0~11.0
		生物化学的酸素要求量	400	600
		化学的酸素要求量	300	450
		浮遊物質質量	100	150
		窒素含有量	50	80
		燐含有量	30	40
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量	3	5
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )		85	90
汚水等の排出先		排水処理施設 No. 1		

(2) 汚水等の処理の方法

施 設 番 号	排水処理施設 No. 1	
形 式	液中膜担体流動床式活性汚泥法	
主 要 寸 法 ( 単 位 : m )	縦 14.35×横 7.35×高さ 5.25 縦 11.45×横 7.25×高さ 5.25	
能 力 ( 汚 水 処 理 )	250m <sup>3</sup> /日	
汚 水 等 の 処 理 方 法	pH調整, 曝気 (担体流動床), 液中膜	
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着工4か月後
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成の翌日

使用の方法	項目		処理前		処理後	
			通常	最大	通常	最大
汚水等の汚染状態状態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		6.0~9.0	6.0~11.0	5.8~8.6	5.8~8.6
	(単位: mg/L)	生物化学的酸素要求量	400	600	20	30
		化学的酸素要求量	300	450	15	20
		浮遊物質質量	100	150	5	10
		窒素含有量	50	80	20	40
		燐含有量	30	40	3	6
		ノルマルヘキサノ抽出物質含有量	3	5	2	4
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )		170	180	170	180	
汚水等の排出先		総合排水口				

(3) 排出水の汚染状態及び量

排水口名	項目		通常	最大
総合排水口	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		5.8~8.6	5.8~8.6
	(単位: mg/L)	生物化学的酸素要求量	20	30
		化学的酸素要求量	11.3	20
		浮遊物質質量	5	10
		窒素含有量	14.6	40
		燐含有量	2.2	6
		ノルマルヘキサノ抽出物質含有量	2	4
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )		235	250	

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成24年3月5日から平成24年3月26日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部東厚生環境事務所環境管理課並びに東広島市生活環境部環境対策課